

刈谷市 緑の基本計画

希望にみちた 豊かな暮らしを支える かりやの緑
～ みんなで育む かりやの緑づくり ～



計画期間 [2023年度～2032年度]

はじめに

刈谷市では、平成 23 年 3 月に「第 2 次刈谷市緑の基本計画」を策定し、緑化及び緑の保全等を推進してきました。近年の少子・高齢化社会の進行、新型コロナウイルス感染症の流行など日々変化する社会情勢への対応や公園の多面的な活用、民間との連携を加速させるなど、都市緑地法[※]等の改正による新たな制度への対応などの背景から「第 3 次刈谷市緑の基本計画」として改定しました。

新しい緑の基本計画では、「環境」「安全」「活力」「生活」「活用」の 5 つの視点に基づき、緑を中心とする自然環境を『グリーンインフラ[※]』として捉え、その目標・効果として、環境・安全を「まもる緑」、活力を「つくる緑」、質を「たかめる緑」、市民を「つなぐ緑」（緑の活用）を基本方針とします。また、これまで以上に市民・事業者・行政・専門家との共存・協働体制を築き、持続可能な“緑”のまちづくりを推進する内容となっています。

刈谷市緑の基本計画について

■ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として、都市緑地法第 4 条により市町村が定めるものであり、緑地の保全や都市公園[※]の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を計画的に推進するための指針となるものです。

■ 計画期間

本計画は、基準年次を令和 5 年(2023 年)とし、目標年次を令和 14 年(2032 年)とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の対象とする緑

本計画の対象とする緑は、都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅や工場などの民間施設の緑地、農地や森林なども計画の対象とします。

■ 刈谷市の緑の現況

本市の緑地の面積は約 1,890ha あり、市全域の約 4 割を占めます。市全域の緑被率[※]は約 34.6%ありますが、市街化区域の緑被率は 9.8%と低い値となっています。

都市公園は 109 箇所、約 131.4ha が整備されており、住民 1 人当たりの都市公園面積は約 8.6m²/人、住民 1 人当たりの都市公園等面積は約 13.3m²/人となっています。

□ 刈谷市の緑の量（令和 4 年 4 月 1 日現在）

● 市全域の緑地面積	約 1,890 ha
● 市全域の緑被率	約 34.6 %
市街化区域の緑被率	約 9.8 %
市街化調整区域の緑被率	約 56.1 %

□ 刈谷市の都市公園などの量（令和 4 年 4 月 1 日現在）

● 住民 1 人当たりの都市公園面積	約 8.6m ² /人
● 住民 1 人当たりの都市公園等面積	約 13.3 m ² /人
● 市街化区域の身近な公園緑地の配置率	約 77.8 %

■ 緑の課題

環境の視点からは、地球温暖化やヒートアイランド現象、水辺環境の生物多様性[※]保全、緑被地減少への歯止め、環境問題に関する市民の意識向上への対応が課題となっています。

安全の視点からは、防災・減災機能の強化や、公園施設の安全性の確保、植栽の適正管理による防犯性の向上などを図る必要があります。

活力の視点からは、公園の特色をいかした地域の活性化や、民間との連携による公園機能の充実などが求められています。

生活の視点からは、新たな生活様式への対応や、市民の健康づくり、子育て支援ができる環境づくりなど、公園緑地の魅力向上を図る必要があります。

活用の視点からは、多様な主体との連携・協働の取り組み拡大や、多面的な公園利用、新たなマネジメント手法による緑の創出などが求められています。

[用語の説明]

※都市緑地法：良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた法律。

※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

※都市公園：都市公園法に基づき設置された公園緑地。

※緑被率：ある地域における緑に被われた場所の割合。河川、ため池などの水面を除いた平面的な緑の量としている。

※生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態と生物が未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた概念。

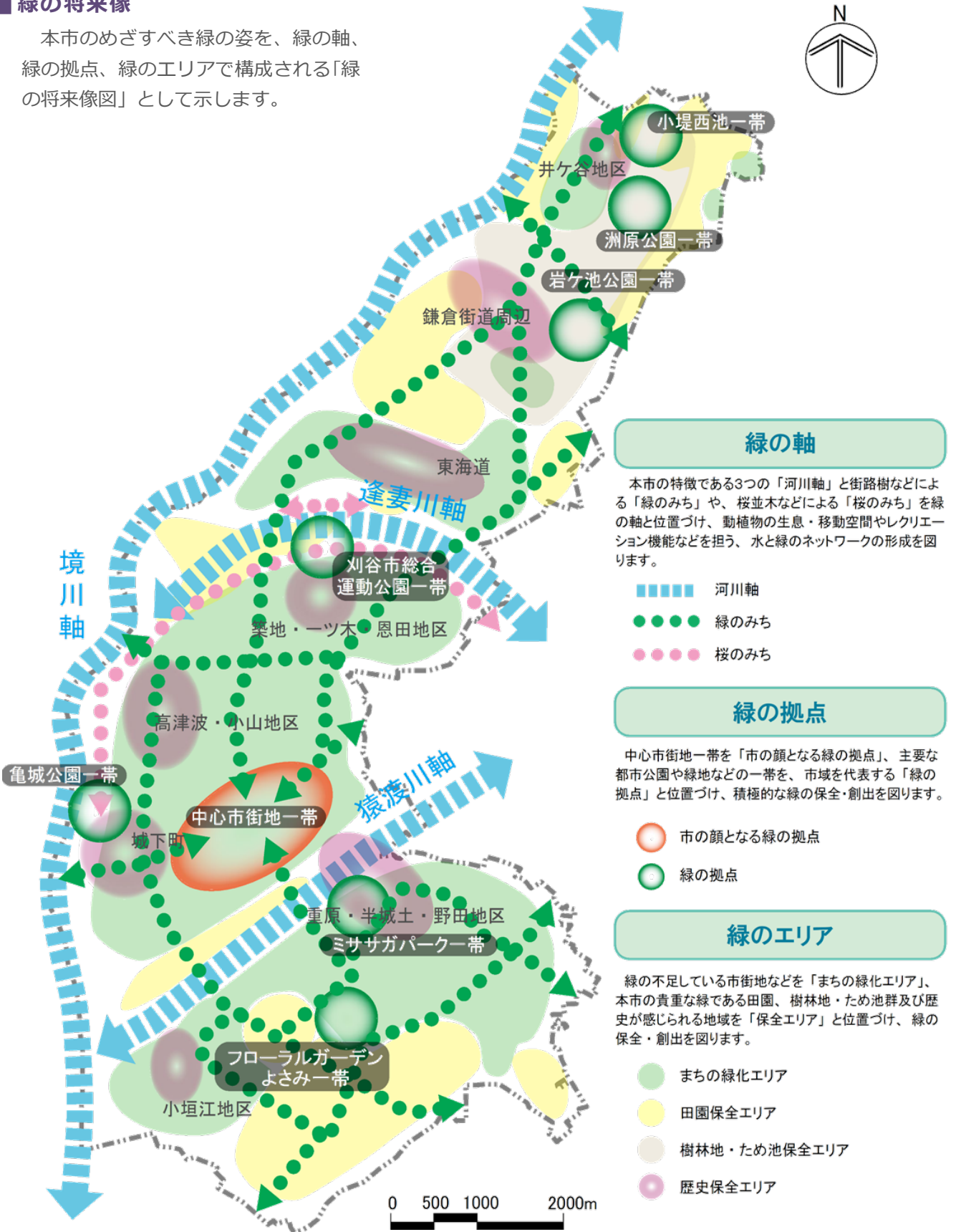
緑の将来像について

■ 計画の理念

希望にみちた 豊かな暮らしを支える かりやの緑
 ~みんなで育む かりやの緑づくり~

■ 緑の将来像

本市のめざすべき緑の姿を、緑の軸、緑の拠点、緑のエリアで構成される「緑の将来像図」として示します。



緑の軸

本市の特徴である3つの「河川軸」と街路樹などによる「緑のみち」や、桜並木などによる「桜のみち」を緑の軸と位置づけ、動植物の生息・移動空間やレクリエーション機能などを担う、水と緑のネットワークの形成を図ります。

- 河川軸
- 緑のみち
- 桜のみち

緑の拠点

中心市街地一帯を「市の顔となる緑の拠点」、主要な都市公園や緑地などの一帯を、市域を代表する「緑の拠点」と位置づけ、積極的な緑の保全・創出を図ります。

- 市の顔となる緑の拠点
- 緑の拠点

緑のエリア

緑の不足している市街地などを「まちの緑化エリア」、本市の貴重な緑である田園、樹林地・ため池群及び歴史が感じられる地域を「保全エリア」と位置づけ、緑の保全・創出を図ります。

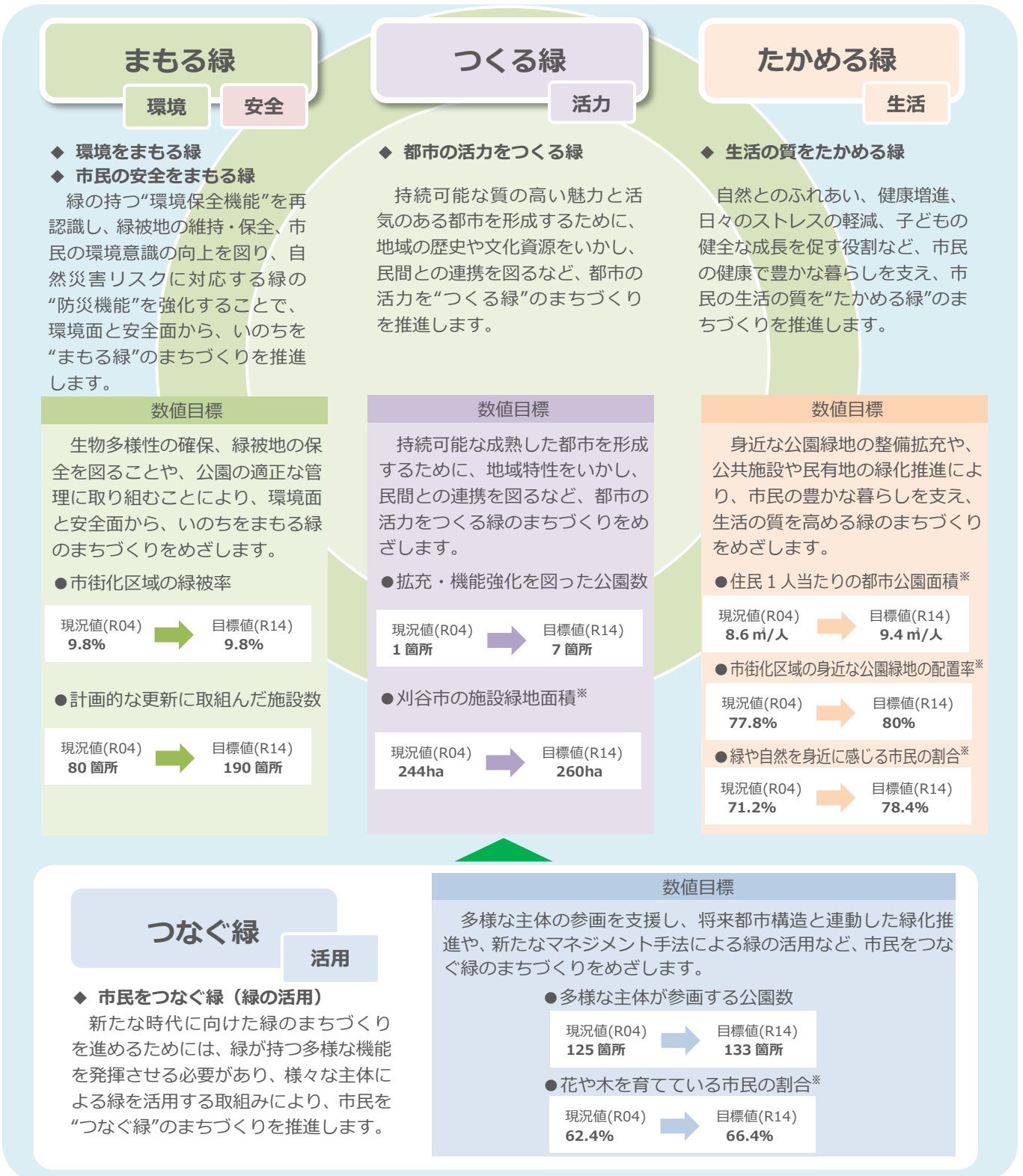
- まちの緑化エリア
- 田園保全エリア
- 樹林地・ため池保全エリア
- 歴史保全エリア

図 緑の将来像図

基本方針と施策の展開

■基本方針と数値目標

本計画では、緑を中心とする自然環境を『グリーンインフラ』として捉え、その目標・効果として、環境・安全を「まもる緑」、活力を「つくる緑」、質を「たかめる緑」、市民を「つなぐ緑」（緑の活用）を基本方針とし、持続可能な“緑”のまちづくりを進めていきます。



[用語の説明]

- ※施設緑地面積：都市公園と公共施設緑地や公開空地など民間施設緑地を合わせた面積。
- ※住民1人当たりの都市公園面積：都市公園法における標準面積10㎡/人以上。
- ※身近な公園緑地の配置率：市街化区域内の都市公園の誘致圏（近隣公園：半径500m、街区公園：半径250m）、公共施設緑地の誘致圏（広場、児童遊園、遊園、緑地：半径250m）のカバー率を配置率とする。
- ※緑や自然を身近に感じる市民の割合・花や木を育てている市民の割合：ともに市民アンケート調査の結果に基づく数値。

■ 具体的な施策

■ 「まもる緑」の施策



● “環境をまもる緑”のまちづくり

緑の持つ環境保全機能が、生活環境や都市環境、地球規模の環境、生物多様性保全の役割を果たすことを再認識し、緑被地の維持・保全、市民の環境意識向上により、環境を“まもる緑”のまちづくりを推進します。

生物多様性の確保に向けた 水と緑のネットワークの形成

■ 小堤西池のカキツバタ群落の保全

・国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落と東側の丘陵地は、本市でもっとも自然が豊かな地域であることから、緑地保全制度の活用を検討しつつ、永続的な保全を図ります。

■ 水辺環境と生物多様性への対応

- ・「緑の将来像図」において「河川軸」として位置づけられた境川、逢妻川、猿渡川と、それらを補完する支流の小河川や水路、道路とその周辺の緑化を推進することにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・河川やため池などの改修には、多自然型工法などによる水辺環境づくりを推進し、新たな公園緑地などの整備の際には、在来種の緑化植物の使用に努めることなどにより、多様な生物の生息環境を保全します。
- ・北部地域に点在するため池は、本市の特徴的な自然的景観であり、生物多様性が高く、希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、洲原風致地区の維持とともに、保全を図ります。

緑被地の保全

■ 本市を特徴づける緑の保全

- ・城下町の名残を感じさせ歴史的な趣のある亀城跡風致地区や、水と緑の自然共生空間である洲原風致地区など、市内に点在する景観資源とその周辺環境の保全を図ります。
- ・保存樹・保存樹林制度※による指定樹木・樹林の保全や、保安林及び地域森林計画対象民有林の保全、市内に点在する社寺林の保全に努めるとともに、害虫防除対策を行うなど、適正な管理に努めます。

■ 農地の保全と活用

- ・良好な都市環境の形成に資する都市農地については、市街地内の貴重な緑地として、良好な緑地景観を創出するとともに、農業にふれる場や防災上のオープンスペースとして有効な空間となるため、特定生産緑地制度などの活用により、計画的に保全を図ります。
- ・市街地周辺に広がる農地は、環境の保全機能や、良好な景観を形成する機能などを有しているため、無秩序な開発を防止するなど保全に努めます。

緑の環境学習の推進

■ 環境問題に関する市民の意識啓発

- ・市民一人ひとりが地球環境問題や緑の持つ環境保全機能を理解し、環境意識が向上するように、緑に関する環境学習を推進します。

● 市民の“安全をまもる緑”のまちづくり

自然災害リスクに対応する緑の“防災機能”を強化するとともに、遊具等の安全対策や公園緑地などの防犯対策など、日常の安全・安心を“まもる緑”のまちづくりを推進します。

防災・減災に資する緑の創出

■ 防災・減災機能の強化

- ・火災の延焼の遅延や防止、雨水の浸透・貯留、避難場所など、緑とオープンスペースが有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを軽減させる取組みを推進します。

都市公園の安全性確保

■ 都市公園の安全性の確保

- ・設置後 30 年を経過した都市公園が約 8 割となっているため、公園施設長寿命化計画や利用者の声を反映するなど、計画的に施設の更新や修繕を行うことにより、公園施設を安全に利用できるように努めます。
- 植栽の適正管理による安全・安心の向上
 - ・公園の植栽、街路樹の適正管理や生育環境の改善などにより、防犯面や災害リスクの低減など、安全・安心の向上に努めます。

[用語の説明]

※保存樹・保存樹林制度：良好な都市環境を維持するために、樹木・樹林を所有者の同意を得て保存樹・保存樹林に指定し、維持管理費用の一部を補助する制度。

■ 「つくる緑」の施策

● 都市の“活力をつくる緑”のまちづくり

持続可能な成熟した都市を形成するために、地域の歴史や文化資源、地域の個性や強みをいかし、民間との連携を図るなど、都市の活力を“つくる緑”のまちづくりを推進します。

また、本市の魅力を発信する5つの公園を対象に、地域の魅力向上や緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、誰もが行きたくなくなる魅力あふれる公園の実現をめざします。

地域の特性をいかす緑の拠点づくり

■ にぎわいをつくる緑の拠点づくり

- ・ 洲原公園は、周辺の自然環境や充実した施設をいかし、市民の心と体の健康づくりの拠点として、拡充・機能強化を図ります。
- ・ 岩ヶ池公園は、周辺の豊かな自然環境や刈谷スマートインターチェンジ、パーキングエリアの機能をいかし、レクリエーションの拠点として拡充・機能強化を図ります。
- ・ 刈谷市総合運動公園は、刈谷市のスポーツ・レクリエーション拠点として、拡充・機能強化を図ります。
- ・ フローラルガーデンよさみは、産業遺産の活用と合わせ、花と緑や健康づくりを通じた市民交流により、幅広い世代が楽しめる公園として、拡充・機能強化を図ります。

■ 歴史文化をいかした緑の拠点づくり

- ・ 桜の名所として市民に親しまれる亀城公園は、本市のシンボルとして、歴史博物館の活用と合わせて、隅櫓の復元をはじめとした歴史公園化の整備を推進するとともに、拡充・機能強化を図ります。
- ・ 社寺等の文化財が分布する『歴史の小径*』を含む「歴史保全エリア」に位置づけられている地域の緑の保全を図ります。



亀城公園（城町）



民間との連携による公園の魅力の創出

■ 民間との連携による公園の魅力の創出

- ・ 民間との連携により都市公園の質の向上と公園利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者制度や公募設置管理制度 (Park-PFI) *などの活用による公園整備を推進します。

各地域の顔となる緑のまちづくり

■ 中心市街地の彩りある緑のまちづくり

- ・ 刈谷駅及び刈谷市駅を含む中心市街地一帯は、本市の玄関口にふさわしい彩りと潤いある市街地景観を、花と緑によって創出します。

■ 緑化重点地区*の緑のまちづくり

- ・ 5地区の緑化重点地区については、継続して、重点的かつ先導的に緑に関する施策を行う地区として、緑のまちづくりを推進します。

■ 地域の顔となる公園づくり

- ・ 近隣公園など、地域の顔となる公園緑地の魅力向上を図るために、公園の利活用を推進し、必要に応じて再整備等を行います。

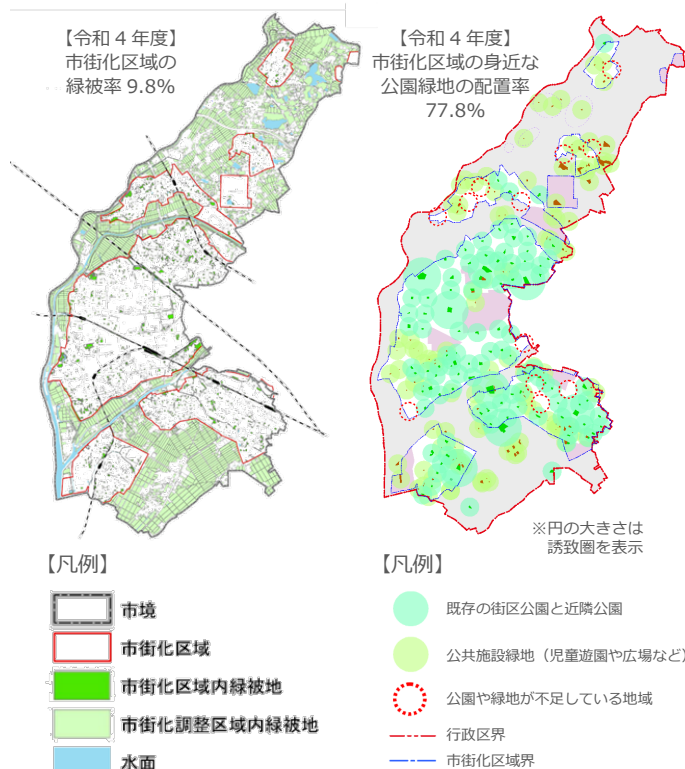


図 刈谷市の緑被状況

図 身近な公園緑地の配置図

[用語の説明]

*歴史の小径：刈谷市内に存在する史跡や社寺などをめぐるルートを地区ごとに『歴史の小径』としてパンフレットで紹介している。

*公募設置管理制度 (Park-PFI)：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

*緑化重点地区：都市緑地法に基づき、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことを指す。

■「たかめる緑」の施策

●生活の“質をたかめる緑”のまちづくり

自然とのふれあい、健康増進、日々のストレスの軽減、子どもの健全な成長を促す役割など、市民の健康で豊かな暮らしを支え、生活の質を“たかめる緑”のまちづくりを推進します。

身近な緑の確保

■身近な公園緑地の整備拡充

・身近な公園や緑地が不足する地域では、生産緑地地区や空地などを活用して、街区公園の整備を推進するとともに、市街化区域の拡大予定地については、適正な公園緑地の配置計画を行います。

■新たな生活様式に対応した公園の機能拡充

・新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新たな生活様式に対応するために、公園等のオープンスペースの柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、公園の機能拡充を図ります。

■開発行為による緑の確保

・開発行為については、周辺区域の状況を勘案しつつ、緑地の保全と積極的な緑化に取り組むように、適切な指導を継続します。

■身近な公園緑地の施設更新

・市民に身近な街区公園などについては、ベンチ等の公園施設の補修・更新を行います。

緑地・緑道[※]の整備

■都市緑地などの整備

・市民が散策などを楽しめるよう、河川敷や用水敷などを活用し、緑道の整備を推進します。
・逢妻川の桜づつみや、亀城公園周辺の桜並木など、「桜のみち」の整備を推進します。
・逢妻川の未整備区域の整備をはじめ、「河川軸」を中心に新たな都市緑地の整備を検討します。



多様なニーズへの対応

■ユニバーサルデザインに配慮した公園整備

・トイレの洋式化など、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。
・誰もが一緒に遊ぶことができるインクルーシブな遊び場がある公園^{*}の整備を推進します。

■市民の健康増進に資する環境づくり

・市民の健康づくりのニーズに対応し、ウォーキングコースや健康遊具などの整備を推進します。

■福祉・子育て支援の環境づくり

・公園が持つオープンスペースを活用し、福祉・子育て施策などと連携した取組みを検討します。

美しい都市景観の形成

■公共施設の緑化推進

・公共施設では、敷地や建物の状況に応じて、屋上・壁面緑化やグラウンド緑化など、様々な方法による緑化の推進を図ります。

■民有地緑化の推進

・市内の住宅、店舗、事務所などの民有地緑化を推進するために緑化推進基金を活用した「刈谷市民有地緑化補助事業」による、生垣設置、屋上・壁面緑化を推進します。
・本市の特徴である大規模工場など、一定規模の民有地緑化事業に対しては、愛知県の「あいち森と緑づくり事業」を活用した「緑の街並み推進事業」により、生垣設置、屋上・壁面緑化や公開空地^{*}の緑化など、緑豊かな潤いあるまちづくりを推進します。
・市街化区域の拡大予定地においては、地区計画^{*}などの活用の検討を行うなど、緑化を推進します。
・中心市街地において地区計画や緑化地域^{*}制度などを活用した緑化の推進手法を検討し、その後、まちづくりの進展と合わせて市街化区域全域において、中心市街地同様に緑化の推進手法の検討を行います。

[用語の説明]

※緑道：都市公園の一種。市街地を中心に設けられる歩行路、あるいは自転車路。通勤、通学、買い物などに利用される。

※インクルーシブな遊び場がある公園：年齢や性別、能力、経済的・社会的背景などの違いにかかわらず、すべての人が遊ぶことができる公園。

※公開空地：オープンスペースの一種。1971年に創設された総合設計制度に基づいて設置され、開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域のこと。

※地区計画：地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市区町村とが連携しながら、地区のめざすべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。

※緑化地域：都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」のこと。

■ 「つなぐ緑」の施策



● “市民をつなぐ緑”のまちづくり

新たな時代に向けた緑のまちづくりを進めるためには、緑が持つ多様な機能を発揮させる必要があり、様々な主体による緑を活用する取組みにより、市民を“つなぐ緑”のまちづくりを推進します。

■ 多様な主体の参画による緑のまちづくり

■ 都市緑化関係団体の育成・活用

- ・「みどり法人」制度※の拡充を活用した民間主体による緑地の保全・整備を推進します。
- ・みどりの少年団※などの緑化推進活動を支援し、緑を育てる人材の育成に努めます。

■ 市民や民間企業の緑化活動の支援

- ・花苗・苗木の配付やコミュニティ花壇の設置を推進するとともに、花壇・ビオトープ※の管理など、地域の河川愛護活動を支援します。
- ・フローラルガーデンよさみにおいて「緑の相談窓口※」を設けて、市民のガーデニングなどの相談に対応します。

■ 市民協働による緑化推進

- ・愛護会制度の充実やアダプト制度※の活用により、市民や事業者などによる公園や道路などの維持管理活動を推進します。
- ・公園緑地の計画段階から運営管理にわたり、子どもから高齢者まで様々な世代が参画する市民参加型のワークショップなどを行い、実際の利用者である市民の要望が反映された公園緑地の整備を図ります。

■ 指定管理者制度の運営支援

- ・多様化する市民ニーズに対応し、指定管理者制度を活用したより魅力的で個性的な公園管理運営により、公園需要拡大を図ります。
- ・指定管理者など、民間事業者の公園管理運営に関しては、定期的に適正な評価を実施し、事業者とともに公園の魅力向上に努めます。

将来都市構造と連動した緑のまちづくり

■ 多面的な公園利用や公園の再編

- ・緑とオープンスペースを最大限に活用するために、社会福祉施設や雨水貯留施設の整備など、多面的な公園利用を検討します。
- ・刈谷駅周辺など将来都市構造と連動したまちづくりとして、必要に応じて公園ストックの再編などを検討し、緑のまちづくりを推進します。

■ 新たなマネジメント手法による緑化推進

- ・緑地空間やオープンスペースを確保するために、市民緑地認定制度※を活用し、市街地内の緑化を推進します。
- ・地域のにぎわい創出に寄与し、都市公園利用者の利便性の向上に資する活動を支援するために、公園の活性化に関する協議会の設置を検討します。

緑に関する普及啓発

■ 緑の情報発信

- ・市の広報やホームページなどにより、緑に関する計画やイベントなどの情報発信の充実を図ります。
- ・緑化を促進する支援制度の周知・PRを積極的に実施し、利用の向上に努めます。

■ 緑化イベントの開催

- ・造園教室や講習会などの開催により、緑に関する知識や技術を習得する場の提供を図ります。
- ・植樹祭や緑に関する講演会などのイベントの開催に努めます。
- ・市民の主体的な緑化活動を啓発するため、愛護会などにおける優秀な緑化活動に対して表彰などを行います。



マルシェの様子
(フローラルガーデンよさみ)

[用語の説明]

※「みどり法人」制度：地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体が「みどり法人」として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組みが推進できる。

※みどりの少年団：緑とのふれあいを通じて、緑と親しみ、緑を守り育てる心を養うと同時に、その活動を通じて、緑化思想の高揚と緑への正しい知識を身につけるなど、情操豊かな人間に育つことを目的に結成された児童・生徒の自主的な団体。

※ビオトープ：都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間。

※緑の相談窓口：市民が気軽に「花と緑」に関する相談をすることができる場。

※アダプト制度：行政が公園や道路などについて、市民や事業者などと協働で定期的に美化活動を行うために契約する制度。

※市民緑地認定制度：都市緑地法に基づく、私有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受け、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

緑化重点地区について

■緑化重点地区の設定

■緑化重点地区とは

本市の重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者などの多様な主体において、それぞれの立場で自主的な緑化推進が積極的に行われることを期待し、市民の緑化意識の高揚を促すとともに、緑の基本計画がめざす緑の将来像を具体化するために緑化重点地区を指定します。

「重点的かつ先導的に施策を行う地区」として緑の保全と緑化を推進

■緑化重点地区の設定範囲

本市では、以下の5地区を緑化重点地区とします。

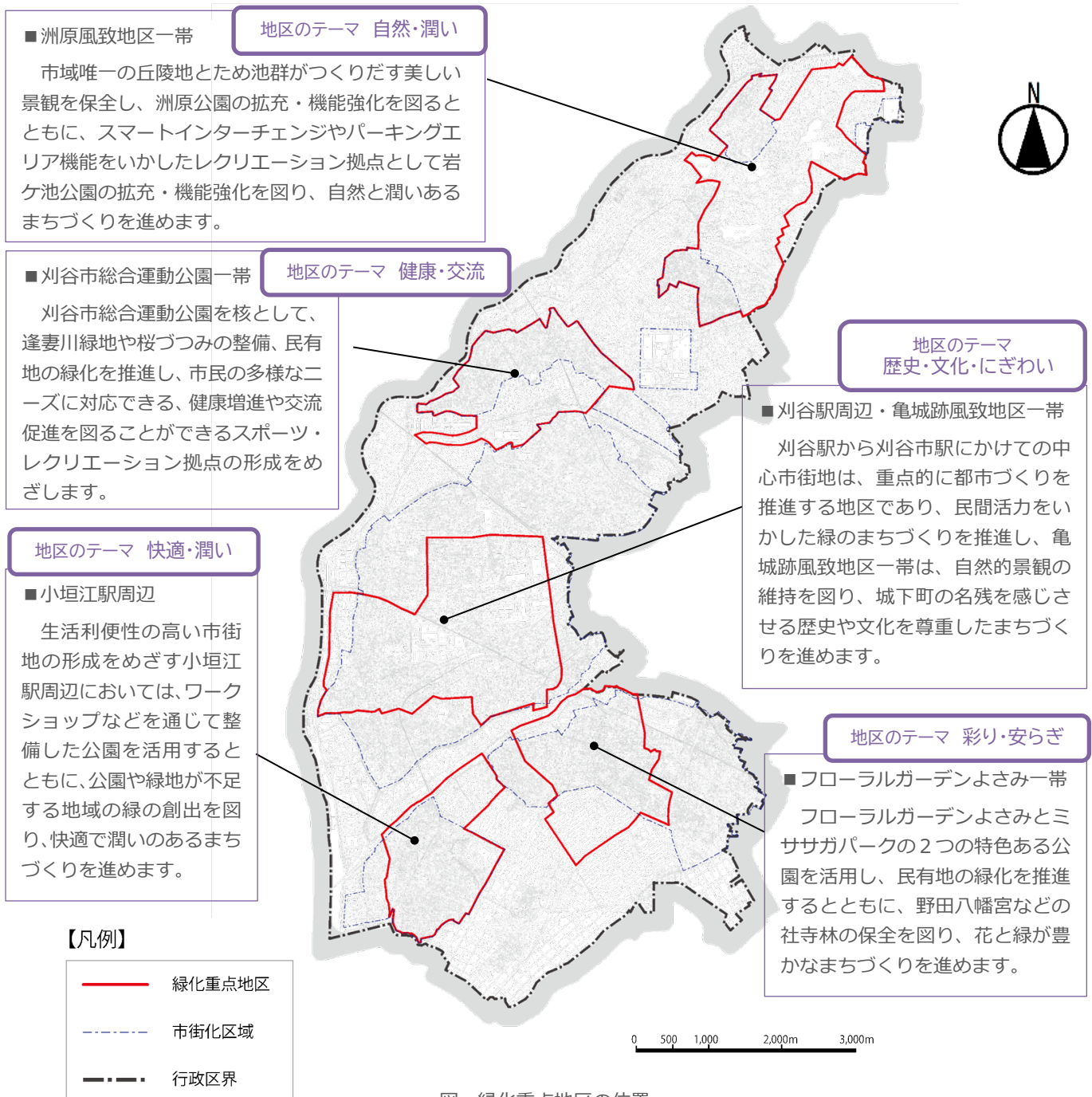


図 緑化重点地区の位置

計画の実現に向けて

■ 緑のまちづくりに向けた役割認識

本計画による緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進が必要となります。また、これまで以上に市民協働や民間との連携による緑の活用が求められ、まちづくりや緑の専門家の支援のもと、共存・協働体制を築き、実行していくことが重要です。

市民

市民一人ひとりが地球環境問題や緑の持つ環境保全機能を理解し、環境意識を持つことが大切であり、その上で、市民自らが自分ごととして地域の緑の保全や緑化活動に参画するとともに、健康づくりや地域コミュニティ活動において、積極的に緑を活用することが重要です。

事業者

CSR活動[※]の一環として、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの環境対策などに取り組むとともに、自治体や市民活動団体などとの連携により、地域とのつながりを深め、地域社会の持続的な発展に貢献するなど、積極的な社会貢献活動が求められています。

また、持続可能な質の高い魅力と活力ある緑のまちづくりを進めるためには、民間との連携を加速させる必要があり、新しいアイデアの提案や柔軟な取組みなど、事業者の積極的な緑のまちづくりへの参画が求められます。

行政

本計画の具体的な施策を推進するとともに、施策の取組み方を見直し、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動が促進するような機会の提供などを図り、緑のまちづくりが発展するための環境整備を進めます。

専門家

本計画の具体的な施策を円滑に実行するため、緑のまちづくりや生態系の保全などに関する技術的な支援を行います。

■ 計画の進行管理

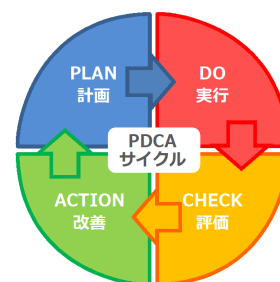
本計画による緑のまちづくりの進行管理については、行政においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、市民の目線による進行管理を行うことが重要です。

■ PDCAサイクルに基づく進行管理

本計画に基づき実施する施策の進行管理は、本市の「緑の将来像」を実現するための成果指標として設定した数値目標を活用し、PDCAサイクルにより、事業の進捗状況を確認（評価）するとともに、必要に応じて計画の見直し（改善）を行い、柔軟的に計画を推進します。

■ 市民の目線による進行管理

行政だけでなく、市民の目線による進行管理を行うために、定期的（概ね2年に1度）に実施される「市民意識調査（市民アンケート）」による市民の意識や満足度、公園の指定管理者による「公園利用者の意見・要望」の聴取などの確認（評価）を継続的に行います。



[用語の説明]

※CSR活動：「Corporate Social Responsibility」の略。「企業の社会的責任」の意味。法令順守はもとより、地球環境への配慮や地域社会への貢献など企業が果たすべき責任のこと。

第3次刈谷市緑の基本計画

発行 令和5年3月

発行者 刈谷市／編集 都市政策部公園緑地課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1023 FAX：0566-23-9331